

○農林水産省告示第 号

漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和三十八年農林省令第五号）別表第四かつお・まぐろ漁業の項第二十六号の規定に基づき、令和四年農林水産省告示第千七十七号（漁業の許可及び取締り等に関する省令別表第四かつお・まぐろ漁業の項第二十四号の農林水産大臣が定めた期間を定める件）の一部を次のように改正する。

令和八年 月 日

農林水産大臣 鈴木 憲和

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>漁業の許可及び取締り等に関する省令別表第四かつお・まぐろ漁業の項第二十六号の農林水産大臣が定めた期間は、令和四年八月一日から令和九年七月三十一日までとする。</p>	<p>漁業の許可及び取締り等に関する省令別表第四かつお・まぐろ漁業の項第二十四号の農林水産大臣が定めた期間は、令和四年八月一日から令和八年七月三十一日までとする。</p>

附 則

この告示は、公布の日から施行する。